

小都市監査委員公表第12号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和7年4月15日

小都市監査委員 高山 晃
小都市監査委員 後藤 理恵

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- | | |
|--------|--|
| 1 実施期間 | 令和7年3月4日から令和7年3月27日まで |
| 2 監査対象 | 市民福祉部 コミュニティ推進課 |
| 3 監査範囲 | 令和6年4月1日から令和7年1月31日期間に執行された財務に関する事務及び一般事務 |
| 4 着眼点 | 財務に関する事務及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、収入事務及び補助金支出事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。 |
| 5 監査方法 | 事前に提出を求めた関係書類等に基づいて照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査等を行った。 |

第2 監査の結果

財務に関する事務及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。
なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局から指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）
特になし

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

- (1) 調定事務（1件）
 - ・コピー機使用料の調定手続きが適正でないもの
- (2) 補助金支出事務（1件）
 - ・補助金等の額の確定が適正でないもの
- (3) 契約事務（1件）
 - ・委託契約の手続きが適正でないもの

監査委員指摘事項及び事務局指導事項については、以上のとおりである。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。